

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 金融規制改革を含む国際的な議論への貢献

世界金融危機から10年を経て、危機再発防止のための国際的な金融規制改革のほとんどの項目は最終化された。一方で、各国による規制実施の齟齬や重複が市場の分断をもたらすリスクも懸念されており、合意された規制を各国が協調して整合性のある形で実施に移すことが重要な課題となっている。

また、前回危機を踏まえた対応とは別に、デジタルイゼーションや高齢化の進展等により経済・金融システムの持続可能性に関する様々な課題が生じつつあり、金融面での国際的な取組みも強く求められている。

これまで公開の場で積極的に对外発信¹、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立、新たな規制を際限なく策定し続ける状況の終結、規制の影響評価の必要性等を訴えてきており、こうした考え方は国際的な共通認識となってきた。その結果、バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制等に関する国際的枠組み）、保険会社の国際資本基準（ICS）、金融安定理事会（FSB）における規制の影響評価の取組み等の具体的な内容にその成果が現れつつある。

また、経済・金融システムの持続可能性に関する様々な課題について、各国と経験や知見を共有し、このような世界共通の課題の解決に向けて国際的な議論を深めた²。

¹ 金融庁長官の英文講演について2017事務年度の主なものは、2017年11月「Creating economic opportunities and shared value in society」（於 米日カウンシル年次総会）、2018年2月「Toward a Virtuous Cycle of Finance and Economy」（於 日本証券サミット）。

² 仮想通貨（暗号資産）を含むフィンテック、コーポレート・ガバナンス、利用者保護、保険等について東京で国際会議を開催し、金融庁の施策にも裨益する経験や知見の共有を行った。

国際的な金融規制の議論における金融庁の取組みと成果

課題	取組み	成果
①残された規制改革項目の速やかな最終化	○バーゼルⅢやICSに関して、早期に適切な形での最終化に向けて議論に積極的に参画。	○バーゼルⅢを最終化（2017年12月）。我が国の主張も反映され、規制の簡素さや比較可能性を向上させつつリスク感応度の確保にも配慮したバランスの取れたものとなった。 ○ICSは2019年までの基準策定に向け、規制の意図せざる影響を考慮する機会を設けるべきとの金融庁の主張等も反映され、基準策定後5年間にモニタリング期間とすることで合意（2017年11月）。また、金融庁の貢献が評価され、金融庁職員2名が関係会議の議長に選任された。
②規制の複合的な効果と副作用についての検証	○G20やFSB等において総合的な規制の影響評価の必要性を提起。	○FSBにおいて具体的な規制の影響評価の取組みを開始。インフラ金融に対する規制の影響評価について2018年中に結果をG20に報告し、中小企業金融に対する規制の影響評価について2019年中に成果物がG20に報告される予定。
③各国独自の取組みが市場の分断をもたらすリスクへの取組み	○欧米等での規制改革等に関して、二国間協議での議論や意見発出を通じて海外当局と連携。	○米国とは日米経済対話（2017年10月）において、金融システムの安定と経済の持続的成長の両立が重要という大きな方向性を共有。 ○米欧当局はこの両立の考え方や各国の意見も踏まえながら、規制の見直し案等を検討・公表 ³ 。

³ 米国では、金融規制を検証した財務省による一連の報告書「経済的な機会を作る金融システム」（2017年以降）、金融システムの安定と経済成長の両立という視点を取り入れた商品先物取引委員会（CFTC）委員長等によるホワイトペーパー「スワップ規制2.0」（2018年4月）を公表。また、米国規制のボルカールールについて我が国も意見を提出（2017年9月）しており、米当局で見直し中。欧州では、外国銀行への中間親会社設立規制案に関し、我が国等の意見を踏まえながら、規制対象となる金融機関を判定する際の閾値の適切な設定方法等を検討中。

第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

金融機関のグローバルな活動に伴うリスクや機会に対応する観点から、先進国や新興国等を含め幅広い国際的な当局間のネットワーク・協力を深めていくことが重要である。

I 米欧

日米経済対話（2017年10月）において、金融システムの安定と経済の持続的成長の両立が重要という大きな方向性を共有した⁴。

また、日EUハイレベル協議（2017年10月）で、英国のEU離脱（ブレグジット）に本邦金融機関が円滑に対応できるよう働きかけるとともに、二国間での協力を強化する方法について議論し、日EU・EPA（2017年12月交渉妥結）に金融規制・監督協力の枠組みを盛り込んだ。

II 中国

この1年間で日中金融協力は大幅に前進した。第一に、中国財政部と監査監督上の協力に関する書簡を交換（2017年12月）し、これにより邦銀による初のパンダ債発行が実現した。第二に、日中首脳会談（2018年5月）で、我が国への2,000億元（約3.4兆円）のRQFII（人民元適格外国機関投資家）枠の付与、本邦金融機関への債券業務ライセンスの早期付与、日系証券会社等による中国市場参入の早期実現等を合意した。第三に、中国金融当局との間で銀行監督者会合を開始するとともに、市場監視やマクロプルーデンス分野における協力関係を強化した⁵。

監査監督上の協力に関する中国財政部との書簡交換



⁴ 金融規制に関して「安全性及び健全性に係る高い水準を維持し、金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ、規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべき」という認識を共有。

⁵ 2017年10月、金融庁は中国銀監会と第1回監督者会合を開催。2018年6月、監視委は中国証監会と連携し、中国在住の個人投資家の相場操縦にかかる課徴金納付命令を勧告。

Ⅲ アジア新興国等に対する技術協力

アジア新興国等に対する技術協力について、本邦金融機関等との対話を踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添いながら個別にセミナーを実施する等、金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ⁶。

例えば、ミャンマーに関しては既存の保険・証券分野の当局間覚書に加え、2018年1月にミャンマー中央銀行との間で銀行分野の金融協力に関する覚書を締結し、より包括的な金融分野の技術協力の推進に向けて取り組んだ。また、黎明期であるミャンマーの資本・保険市場について課題を洗い出し、一層の活性化を促すため、ミャンマー計画財務省に資本・保険市場に関する支援計画を手交し、官民挙げた支援を進めた。

ミャンマー資本市場活性化支援計画の手交



ミャンマー保険セクター支援計画の手交



また、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として、金融連携センター⁷の運営も行っている。金融連携センターでは、新興国当局等の職員を研究員として我が国に招聘し、各研究員の関心分野に応じた研修プログラムを提供しており、既に100名超の受入実績がある。

⁶ ベトナムの金融当局向けに、我が国の企業開示制度や保険・証券監督等にかかる当局向け講義を実施（2017年8月～2018年4月に計5回）。また、インドネシア財務省主催の保険契約者保護セミナーに金融庁職員が講師として参加（2017年11月）。さらに、タイ中央銀行とは既存の金融協力に関する書簡交換（2014年5月）に加え、銀行監督協力にかかる書簡交換についても実施（2018年6月）。

⁷ GLOPAC 及び前身の AFPAC。

2017年度のプログラムでは、講義形式の研修だけでなく、研究員の要望に沿い、金融庁職員や研究員同士の双方向の意見交換の場を提供し、好評であった。

また、過去に受け入れた研究員（卒業生）を再招聘し（ホームカミングプログラム）、業務への活用等のプログラムの意義に関する卒業生による現役生への講義、我が国開催の国際会議での卒業生による講演等の取組みを実施し、卒業生と金融庁職員や現役生とのネットワークを強化した。このような卒業生とのネットワーク強化の取組みは海外でも行っており、卒業生の多いモンゴルとタイで開催した卒業生との同窓会ではプログラムの成果の活用状況をフォローアップするとともに、卒業生同士のネットワーク強化にも寄与した。